

市会発議第6号

協議等を行うための場の設置について

福知山市議会会議規則第129条第2項の規定により、協議等を行うための場を臨時的に設けるものとする。

令和7年3月27日

発議者	福知山市議会議員	足立 伸一
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
〃	〃	吉見 純男
〃	〃	高橋 正樹
〃	〃	塩見 聡
〃	〃	中嶋 守
〃	〃	イシワタ マリ
〃	〃	荒川 浩司

福知山市議会議長 田渕 裕二 様

(別紙)

協議等を行うための場の設置について

- | | |
|--------|---|
| 1 名 称 | 福知山市議会政治倫理協議会 |
| 2 目 的 | 福知山市議会議員政治倫理条例第7条第6項に関する事項について協議等を行うための場を設ける。 |
| 3 構成員 | 申立て対象議員を除く全議員 |
| 4 招集権者 | 議長 |
| 5 期 間 | 目的に係る協議等の終了まで |